

春日部市後期高齢者医療に関する条例

(趣旨)

第1条 市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年埼玉県後期高齢者医療広域連合条例第24号。以下「埼玉県広域連合条例」という。）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(保険料を徴収すべき被保険者)

第2条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。

(1) 春日部市に住所を有する被保険者

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）

第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際春日部市に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際春日部市に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際春日部市に住所を有していた被保険者

(普通徴収に係る納期)

第3条 法第109条に規定する普通徴収（以下「普通徴収」という。）に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

2 前項に規定する納期によりがたい被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができ

る。この場合において、市長は当該被保険者及び連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対し、その納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

（納期前の納付）

第4条 被保険者及び連帯納付義務者は、納付通知書に記載された納付金額のうち到来した納期に係る納付金額を納付した後、その後の納期に係る納付金額を前納することができる。

（保険料の徴収金額の通知）

第5条 保険料の徴収金額が定まったときは、市長は、速やかに、これを被保険者に通知しなければならない。また、その額に変更があったときも同様とする。ただし、やむを得ない理由により当該徴収金額を被保険者に通知することができないときは、連帯納付義務者に通知するものとする。

（延滞金）

第6条 被保険者及び連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前2項の延滞金額の計算は、当該納付金額が2,000円未満である場合はその全額を、当該納付金額が2,000円以上であるときに1,000円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てたものを納付金額として計算するものとする。

4 前3項の規定により計算した延滞金が1,000円未満である場合はその全額を、当該延滞金が1,000円以上であるときに100円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てたものを当該延滞金額の確定金額とする。

(保険料徴収等に係る事務)

第7条 保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、埼玉県広域連合条例に規定された事項に付随する次の各号に掲げる事務は、市において行うものとする。

- (1) 埼玉県後期高齢者医療広域連合長が保険料の額を定めたとき、及び当該金額を変更したときに通知する通知書の引渡し
- (2) 保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
- (3) 保険料の徴収猶予の申請に対する処分に係る通知書の引渡し
- (4) 保険料の減免に係る申請書の提出の受付
- (5) 保険料の減免の申請に対する処分に係る通知書の引渡し
- (6) 保険料に関する申告書の提出の受付
- (7) 葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
- (8) 前各号に掲げる事務に付随する事務

(罰則)

第8条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第9条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（春日部市が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第10条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第3条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 11月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 1月1日から同月31日まで

第5期 2月1日から同月末日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第3条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。